

□ 2018 年台湾における特許審査ハイウェイ (PPH) 申請統計

発明特許出願の審査期間を短縮するため、知的財産局は 2011 年から 2018 年までにアメリカ、日本、スペイン、韓国、ポーランド及びカナダの各国特許庁と特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) プロジェクトを締結しました。これは同一内容の発明特許出願が外国特許庁の審査を経て特許査定された場合に、出願人はその関連書類に基づいて知的財産局に PPH を申請することができるもので、知的財産局の手数料も発生しません。

2018 年 12 月末までの台湾での PPH 申請数の統計:

PPH 協定国	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
台湾－アメリカ	39	252	271	321	327	343	542	457
台湾－日本	-	208	493	515	523	455	471	437
台湾－スペイン	-	-	-	1	0	0	0	2
台湾－韓国	-	-	-	-	6	20	14	18
台湾－ポーランド	-	-	-	-	-	-	0	0
台湾－カナダ	-	-	-	-	-	-	0	2

情報源：知的財産局

知的財産局の統計では、PPH を申請したのは主としてアメリカ籍と日本籍の出願人となっています。また、上表によると、2018 年の台湾－アメリカ及び台湾－日本の PPH 申請件数は 2017 と比べてそれぞれ 15.68%、7.21%減少しています。

なお、知的財産局が 2018 年 1 月から 12 月末までに審査をした PPH 案件について、必要書類の完備から初回の通知又は査定までにかかる平均日数は以下のとおりです:

初回の通知までの平均日数	36.5 日 (1.2 ヶ月)
査定までの平均日数	122 日 (4.1 ヶ月)

2017 年と比較すると、2018 年における PPH 案件の審査期間は短縮されています。PPH の申請では、台湾出願と外国出願の特許請求の範囲が十分に対応することが求められ、しかも大多数の文献が PPH 協定を締結した外国特許庁からオンラインで入手できるために、PPH を申請した発明特許出願の審査速度は非常に速くなります。近年では、多くの国が PPH 申請を重要視する傾向にあるため、発明特許出願が PPH の要件を満たしている場合には、特許による保護を早期に受けるために PPH を申請するのが得策といえます。